#### <小金井市議会議員研修会>

date:20240116

@小金井市役所第一会議室

# 「武蔵野新田開発について学ぶ」

大石学

#### はじめに

# 1. 江戸時代への注目―江戸イメージの変化―

- ①時代劇の変化-「チャンバラ」から「現代劇」へ
- ②江戸時代像の変化⇒「100年の戦国の克服」から「250年の平和」の実現
- a未開から文明へ(貨幣経済の進展、文字の普及など)
- b豊臣秀吉の「惣無事」政策に続く国内平和、東アジアなど国際的平和「Pax Tokugawa na 徳川の平和」/レオン・ロッシュ(仏国公使)「(将軍家茂宛)上書」(『匏庵遺稿 1』続日本史籍叢書、1975 年、東大出版会)「二百五十年の間、国内泰平にして目に干戈を見さるの洪福を保てるは、世界に聞たる例なき所なり」(p.167)⇒官僚としての武士
- ③「封建から early modern へ」=「近代」との断絶から連続へ
- ▽大石学『時代劇の見方・楽しみ方―時代考証とリアリズム―』(吉川弘文館、2013年)
- ▽大石学『新しい江戸時代が見えてくる―『平和』と『文明化』の 265 年―』(吉川弘文館、2014 年)
- ▽大石学『今に息づく江戸時代―首都・官僚・教育―』(吉川弘文館、2021年)

#### 2.. 武蔵野新田を見る 2 つの視座の転換

#### 【時間軸】

①首都を基準とする新たな時代区分



- ⇒®「江戸首都論」の視点=畿内首都から江戸東京首都へ(駿府首都論)
- ② 江戸イメージの変化
- a 豊臣秀吉の「惣無事」政策に続く「Pax Tokugawana 徳川の平和」の達成
- b未開から文明へ(貨幣経済の進展、文字普及など)⇒合理化・文明化・[日本型]近代化
- c 「封建から early modern へ」=「[西洋型]近代」との断絶から連続へ

# 【空間軸】

①異質性の強調から同質化の過程への注目 - a東京都の形/b大学や諸機関の多摩地域へ

- の移転/c「立川に首相官邸がやってきた-震災時『最後の砦』」「首都立川」(朝日新聞20020122朝刊)/d都庁移転(1991年)
- ▽大石学編『多摩と江戸-鷹場・新田・街道・上水-』(たましん地域文化財団発行、20 00年)→首都江戸との関係強化の要因- a 鷹場制度、 b 新田開発、 c 街道、 d 上水⇒ 江戸の首都機能の維持・強化=小金井市域を含む江戸周辺地域は首都圏の機能と性格
- ②首都江戸と首都圏多摩=江戸首都論
- a 巨大リサイクルの形成=「(武蔵野新田) 水田少く陸田多し、土性は粗薄の野土にして 糞培の力を仮らざれば五穀生殖せず」(『新編武蔵風土記稿』)
- b享保改革期(1716~45)の大岡忠相の役割=町奉行兼地方御用 大岡は東京都知事の原型(東京23区+多摩地域)
- ③江戸東京の歴史的基盤としての武蔵野「開発」史⇒新田開発=新しい共同体形成(公共性)形成の場(新秩序形勢)、、幕府の公的支援と民間資本・労働力、江戸の首都機能の維持・発展の基盤

# I 将軍吉宗と享保改革

# 1.享保改革(1716~45)の前提

- ①耕地面積-(1450)95 万町歩、(1720)300 万町歩、(1874)305 万町歩「1 町歩=1ha]
- ②推定人口-(1600)1227万人、(1721)3106万人、(1846)3190万人
- ③鉱山産出量の激減、鎖国体制の確立、社会資本整備の一段落
- ④米価安諸色高、疫病の流行、水害の激発→社会不安の増大
- ⑤政治の停滞ー譜代派と新参派の対立、将軍権威・権力の低下
- ⇒低成長時代を迎えた国家再編, 行政改革=「国のしまり、財の賑しの仕よう……なおまたこれを捌くは役人なり」(荻生徂徠『政談』岩波文庫、p.163)

享保改革の課題⇒ a 統治体制の強化、 b 財政再建、 c 官僚システムの確立

#### 2. 吉宗の享保改革(1716~45)

- ①吉宗(1684~1751)の8代将軍就任→御三家政争の噂
- ②改革の政策構造-「大きな政府」
- a 将軍権力の強化⇒家康権威への依拠、紀州派登用、御庭番、目安箱
- b首都江戸の改造⇒大岡忠相登用、町奉行所改革、防火体制強化、小石川養生所
- c首都圏の整備⇒鷹狩鷹場復活、江戸城上納物制度整備、新田開発、公園整備
- d 国家政策・公共政策⇒国家財政の再建(増税・上米の制)、日本絵図作成、<u>官僚機構・</u> 法制度整備・公文書システム・足高の制(能力主義・実力主義)、河川普請(国土保 全)体制充実、助郷制度(交通体制)整備、出版統制、全国人口調査、国民教育の振 興、米価・物価対策、貨幣対策、諸国物産調査、飢饉対策、薬草政策、褒賞政策 etc.

- ⇒享保改革:3000万の国民生活の維持、安定化をめざす= [29年1か月の長期にわたる改革、ただしこの間政変・クーデター・革命・戦乱など劇的変化は見られず]
- ⇒国家的集中・統合=「大きな政府」「強い政府」による国民生活の維持・安定=国家機能、公共機能の拡大、規制強化→日本社会の均質化を進める
- ③享保改革の歴史的意義
- a 吉宗の「大きな政府」が国家機能・公共機能を強化、宗春の「小さな政府」を打倒 b 官僚政治が政治家の政治を圧倒=横並び・画一的⇒今日まで続く政治の基調を形成
- ⇒近年、江戸時代以来の日本型社会・システムの変容=規制緩和/「官」から「民」へ/ 「中央」から「地方」へ、「宗春」(自由主義)政治による経済発展、社会活性化、他 「格差」は政治・社会の課題

# Ⅱ 享保改革と小金井地域

- 1. 近世前期の新田開発=武蔵野新田開発の3つのピーク
- ▽「武蔵野新田は多磨、入間、新座、高麗の四郡に跨りて、昔は茫々たる曠野の地なり し」(『新編武蔵風土記稿』) ⇒天正18年(1590) 小田原落城後、土豪たちが土着
- ①江戸初期の開発=古村の成立/戦国時代以来の土豪層による開発
- a 牟礼村(三鷹市)-北条氏直に仕えた高橋種康が永禄年間(1558~70)に開発
- b 大沢村 (三鷹市) 甲斐の武田氏の系譜を引くとされる箕輪将監が江戸初期に開発
- c 新町村(青梅市) 北条氏に与した元武蔵忍城主吉野織部之助が慶長(1611)に開発 d 大岱村(東村山市) - 北条氏の浪人横山次右衛門が慶長年間(1596~1615)に開発
- e 豊田新田(埼玉県川越市) 三ケ島村(所沢市)の仲左京亮が慶長年間に開発
- f 砂川新田(立川市) 岸村(武蔵村山市)の村野某が慶長頃に開発
- g 矢ケ崎村(調布市)-浪人の矢ケ崎長右衛門が江戸初期に開発
- ②江戸前期の開発(1624~1704)=古新田の成立
- a 土豪層による開発
- i 小川村(小平市)明暦 2 年(1656)に岸村(武蔵村山市)の土豪小川九郎兵衛が開発 ii 境村(武蔵野市)万治年間(1658~61)以降保谷村(西東京市)下田三右衛門が開発 b 江戸の発展に関連
- i 高井戸新田(杉並区) 承応年間(1652~55) に開削された玉川上水の敷地の代地に 高井戸村の農民たちが移住して開発
- ii 西久保村(武蔵野市)-万治年間(1658~61)頃に江戸西久保城山町(港区)から移住した農民が開発
- iii連雀新田(三鷹市)-明暦3年(1657)大火で被害を受けた神田連雀町(千代田区、連雀は行商人のこと)の町人25戸が、町を火除地として没収されたため万治年間に開発

- iv 吉祥寺村(武蔵野市) 明暦の大火で被害を受けた江戸本郷元町(文京区)の吉祥寺 門前の住人が万治2年に移住・開発
- ③小金井の古村(『新編武蔵風土記稿』)
- a 貫井村「或は温井に作る…水田少く陸田多し…御開国より御料所…家数五十四軒、日本橋までの行程七里余…用水玉川の分水なり」/弁天社、八幡山千手陰、八幡宮、真明寺(④362)
- b上小金井村「日本橋より行程七里…古は上下の別なく一村なりしが、天和三年国領半兵衛御代官の時、始て分けて上下の二村となせり…家数四十八軒、処々に散在す、御開国より御料所…村名の起り詳ならず、土人の話には清水村の東辺にわづかに出る泉あり、これを小金井といへり、是村名の由て起る所なりと、此辺温井今貫井村などいふて井を以て村名に呼るもの、皆井戸少き地にて澗水、或は多摩川上水を斟で朝夕の餐に給せり、たまたま井ある所によりてかくよべりと云」/神明社(⑤1)
- c 下小金井村「御開国より御料所」/天満宮、山王社、金蔵院、西伝坊(⑤1)

# 2. 江戸城と「府中領」「武蔵野領」

- ①領の再編成=天正 18年(1590)8月1日家康「江戸打入り」「関東入国」後江戸周辺地域でさかんに鷹狩を行い、これに伴い各地に新たな行政区画である「領」を設定。
- a 荏原郡六郷領(品川区・大田区)「領名と云ことは古書には見及はす、鎌倉時代の書には所見あれは、其頃よりは専唱へし所もありしなるへし、然るに御入国後、御城下四方の近郊へ屢御遊歴ありしにより、領名を以地の界域をわかたれ、御遊歴ある時は其所の領内より、人夫を出すことあり、当郡も御城下に郊たるを以いつれの地にも皆領名ありとす」(5)(『新編武蔵風土記稿』②237)
- b世田ケ谷領「かの地に駒ケ原という地ありて、渺々(びょうびょう)たる平原なり、駒ケ原または駒場とも云、将軍御放鷹に御成の節には、その部領する村々より御用の徭夫を出せり、このゆえにこの号ありという」(『武蔵名勝図会』162)
- c 府中領「府中領と号す、これに隷する村々は凡そ四十三、四ケ村もありぬべし、六所 社領の領にもあらず、部領するの事にして、名付けたるなり、国中所々を何々領とて 土人通称すれども、公庁へ申すことには上にて用いられずという、ここに領号する謂 われは、府中御前栽とて甜瓜(てんうり)を作らしめ給う徭役に課せる村々を斯くは唱 うる由」(『武蔵名勝図会』78)
- d 荏原郡馬込領(東京都大田区)「近き頃をしなべて領名行はれしより、専ら馬込領と号し」(『新編武蔵風土記稿』②305)

#### 3. 鷹場制度の再編

- ①江戸周辺の複雑な支配体制「犬牙錯綜」 分散・入組
- ②江戸城城付地「武陽御膝元の百姓ハ御鷹野御用或ハ御用害(要害)の時節のため、他

国の百姓と違、権現様ニも御憐愍を被為加御味方ニ被思召候」(「松平左近将監風説集」国立公文書館所蔵)

- ③鷹狩「鷹狩は遊娯の為のみにあらず、遠く郊外に出て<u>下民の疾苦</u>、士風を察するはい ふまでもなし……一つには御摂生のため、一つには<u>下民の艱苦</u>をも近く見そなはし、 山野を奔駆し身体を労働して、兼て軍務を調達し給はんとの盛慮にて」(『徳川実紀』)
- ④3代将軍家光の鷹場整備
- ⑤ 5 代将軍綱吉の鷹狩中止-生類憐みの令/鷹場制度の廃止(天和2年・1682以降)「一惣而武蔵野ニ不限、古来従公儀在々所々ニ芝地空地之分ハ、御鷹野場又ハ御狩場為御用地被差置候処ニ、天和年中以来御鷹野場相止候故、右芝野之内江猥リニ入会候ニ付」(木村礎・伊藤好一編『新田村落』文雅堂書房、1960年p.76)
- ⑥正徳 5 年(1715)府中領秣場騒動「享保元年四月二十二日、去年七月武蔵国府中五村の農民等狼藉の事あるにより、代官所に召寄るといへども来らず、しかのみならず千五六百人党をむすび、兵具を携へ、家を破り、木を伐り、狼藉に及ぶこと奇代の珍事たり。御代々の制条にも、徒党を企るをもって重禁とせらる。ことに御膝もとちかき所といひ、御料の地といひ、からる騒動をしろしめされざる事はあるべからずと、天下の貴賤みなこれをおもふべし。しかるに評定所一座の者尋常の事とこらえ、容易のはからひにて決せし事心得がたし」(『寛政重修諸家譜』 ⑧ 278) ⇒地域主体の開発による混乱
- ⑦鷹場制度の再編・強化=江戸より五里四方を将軍鷹場として一円支配/「御場」「御場 所」(将軍の領域)
- ⑧「筋」(鷹場管理システム)と「領」(御触回状の伝達、鷹場人足の負担、鷹場役人の宿 泊費用の負担、鷹野役所への諸届取次、江戸城内栽培の野菜類種物・草木類・慰み物 の虫類などの江戸城上納)
- ⑨将軍鷹場(江戸より半径5里)外に、享保2年御三家(尾張、紀伊、水戸)鷹場設定 ⑩鷹場地域の一体化、同質化
- ⇒鷹狩、夫役、規制⇒首都圏の均質化⇒近代首都圏の前提
- a 「川崎領・稲毛領茂御場一同之義ニ御座候」(『大田区史・平川家文書1』)
- b「御場所之儀者一躰之儀と奉存候」(東京都立大学所蔵堀江家文書)
- c 「御鷹場者一統之事」(『武蔵国豊島郡角筈村名主渡辺家文書』第1巻)
- d 「御拳場(将軍鷹場)之名目ニ候上ハ一統之儀ニ付」「荒川北ノ領者一躰御拳場ニ付、 平等之取計奉願上候」(『北区史・資料編・近世2』)
- e 「日光道中千住助郷之高……東西葛西領八拾弐ケ村にて高割を以平均勤被仰付候」 (『江戸川区史全』p.379)
- f 「領内一統之平均二可致奉存」(『三鷹市史史料集』 1-123)/「右之分(螻虫上納) 御一統之割合二仕候」(同上 p.140)

【伊那伴左衛門機密書(国立公文書館所蔵)】「御本丸・西丸諸上ケ物 御本丸―玉川鮎、

是者寛延二巳年玉川附村々此方支配ニ相成川崎平右衛門より郷村請取同年ゟ差上候事、 但鮎代持運賃銭役人諸入用共御入用相立候事、御本丸一小菅屋敷宮重大根、是者享保七 寅年ゟ為作差上候事、但種之儀者御賄方より請取年々為作候肥代銭幷持運人足御扶持被 下候事、御本丸・西丸一海老蔓虫・螻・蚯蚓・赤蛙・青虫、是者享保二酉年ゟ差上、此外諸 品被仰付次第差上候、いつれも大概同年ゟ後ニハ書留有之候得共、其以前之儀者書留不 相見候事、一松虫・鈴虫・蛍、是者享保三戌年ゟ年々献上いたし候事」

# 4. 新田政策

- ①大岡忠相(1677~1751)町奉行、寺社奉行、評定所一座、地方御用/町奉行(のち寺 社奉行)の大岡越前守忠相が地方御用じかだようを兼務→100万都市に成長した首都江戸へ の野菜・穀類などの供給地機能を高める政策= 江戸⇔多摩の巨大サイクルの形成
- ②延享元年(1744)6月20日、大岡は地方支配の職の辞意を表明「私江御預之地方支配之儀、当御役被仰付候節先只今之通可勤旨御書付ニ而被仰付候ニ付、当時迄相勤申候得とも、若又上之思召ニ相違仕候儀も難計候、私儀ニ御座候得者一品も多御用相勤候儀、身之為難有義ニハ候得共、御勘定所当時殊之外よろしく罷成候得者、最早私方之地方之義元江御返し被下可然」(『大岡越前守忠相日記』)
- ⇒開発限界へ=元文 5 年(1740)田島村名主武右衛門→代官川崎平右衛門「拙者共村方ノ儀、前方残ラズ開発仕リ候、コノタビハ新開一円御座ナク候」(市史p.775)
- ③川崎平右衛門(大岡忠相支配役人)=新田世話役の新田育成政策-献上栗、養料金制度

#### 5. 元文元年の大岡新田検地

- ▽元文元年(1736) 3~4月大岡武蔵野新田検地、8月寺社奉行就任
- ①武蔵野新田 82 か村 ⇒ 100 万都市に成長した首都江戸への野菜・穀類などの安定的供給 = 「江戸 ⇔ 多摩の巨大サイクル形成 ] 新田の安定維持・発展策の意味も
- ②「享保年間新墾の事命ぜられしかば、遠近となくこれを望める農民等公に願ひて墾闢を促せしに、日をつみ年を累ねその功遂に成て、新田八十二村を開けり…検地は元文元年大岡越前守忠相奉りて時の御代官高(上)坂安左衛門これを究して貢税を定む」『新編武蔵風土記稿』⑦19)→元文元年(1736)大岡忠相の新田検地=新田村々の公認
- ③武蔵野新田成立(『新編武蔵風土記稿』より)

# 【府中市】

- a 本宿村(府中市)「本村の北に持添新田あり、<u>元文元年大岡越前守忠相検地す</u>、<u>その頃は上坂安左衛門御代官所のよし</u>」(④335) / 『国分寺市史料集』 II 72 府中本町/『国分寺市史料集』 II 45 府中番場新田
- b屋敷分村(府中市)「本村の北に持添新田あり、<u>元文元年大岡越前守忠相検地す</u>、<u>その頃</u>は上坂安左衛門御代官所なりしよし」(④335)
- c押立村(府中市)「北は上石原宿及び武蔵野新田なり、この新田の東はは梶野新田、西は

下小金井、南は梶野新田、北は下染谷新田なり、<u>この處の検地は元文元年大岡越前守ただ</u>せり」(⑥348)

- d 上谷保村=『国分寺市史料集』 II 220
- e 下谷保村=/『国分寺市史料集』 II 73
- f 四ツ屋村=/『国分寺市史料集』 II 77

#### 【小金井市】

- a 貫井新田「土性は野土皆陸田の地なり、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左 衛門検地す、今は本村と同じく大岡源右衛門支配所なり」(⑦24)
- b下小金井新田「下小金井新田は郡の東北にあり、<u>下小金井村の農民勘左衛門と云へるもの</u> 開発せしなり…元文元年大岡前守奉りて時の御代官上坂安左衛門検地す」(⑦23)
- c 上小金井新田=安永6年(1777)3月「村鑑帳 多摩郡上小金井新田」「<u>元文元辰年 大</u> 岡越前守様御検地ニ御座候」
- d 是政新田「郡の東北にあり、是政村より開きし新田なり……民戸五軒所々に散在す、<u>元文</u> 元年大岡越前守奉りて時の御代官上坂安左衛門検地す」(⑦23)

# 【小平市】

- a 鈴木新田-貫井村(小金井市)名主鈴木利右衛門開発「此地<u>元文元年十二月大岡越前守奉</u>りて、時の御代官上坂安左衛門検地して貢税を定む……百七軒所々に散住す」(⑦24)
- b 廻り田新田-開発権を野中新田から買い取る/「土地に応ぜしと云ほどにもあらざれど、 真桑瓜西瓜の類をうゑ、江戸或は八王子へうり出し、少しく生産をたすく、<u>元文元年大岡</u> 越前守奉りて時の御代官上坂安左衛門検地す」(⑦25)

#### 【三鷹市】

- a 井口新田「村の名義は上連雀村の農民権三郎と云もの開発せし所なり、このもの井口をもて苗字とせり、故にかく名づけたりしとぞ……元文の頃は上坂安左衛門支配所なり…検地は元文元年大岡越前守忠相改めり」(⑦20)
- b 野崎新田「享保中開発の地にして元文元年大岡越前守忠相奉りて、時の御代官上坂安左衛 門検地か」(⑦21)
- c深大寺新田「元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門検地せり」(⑦25)
- d 大沢新田「<u>元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門検地せり</u>」(⑦25)

# 【武蔵野市】

- a 境新田「<u>検地は元文元年十二月大岡越前守命を奉じて改めり</u>、<u>其頃は上坂安左衛門が御代</u> 官所なり」(⑦21)
- b 関前新田「<u>元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門検地す</u>」(⑦21) 【国分寺市】
- a 本多 (ほんだ) 新田「初より御料所にして<u>元文元年大岡越前守奉行して検地せり</u>、<u>其ころ</u> の御代官は上坂安左衛門なり」(⑦26) / 『国分寺市史料集』 II 45
- b 恋ヶ窪新田(国分寺市)「元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門検地す」

(⑦26) / 『国分寺市史料集』 II 45

- c 戸倉新田「元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門糺せり」(⑦26) / 『国 分寺市史料集』II 85
- d 内藤新田=/『国分寺市史料集』Ⅱ107
- e 中藤新田源蔵組=/『国分寺市史料集』 II 217
- f 平兵衛新田=/『国分寺市史料集』 II 208

### 【西東京市】

a 田無新田「元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門検地す」(⑦29)

# 【立川市】

- a 芋久保新田「元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門検地す」(⑦32) / 『国 分寺市史料集』 II 222
- b砂川新田「<u>元文元年大岡越前守忠相及び御代官上坂安左衛門等が検地せしことあり</u>」(⑦ 33)
- c 宮沢新田「<u>元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門検地す</u>」(⑦34) 【昭島市】
- a 築地村 元文元年 12 月「築地村新田検地帳」御代官上坂安左衛門 御勘定長坂孫七郎 上坂安左衛門手代秋山仁平次 同藤代幸助 帳付金井新吾 同山本勘六 案内十郎左衛 門⑪ 同忠左衛門⑪ 同平右衛門⑪ 大岡越前守 (昭島市教育委員会編集・発行『昭島 市古文書調査報告書 2・築地村並木家所蔵史料集』1974 年、p.40)
- ⇒大岡元文検地の歴史的意義=新田村と出百姓の土地所有公認
- α首都江戸を直接に支える地域(首都圏)として整備
- β地域主体の開発から幕府主体の開発へ
- γ共同体的土地所有解体と私的土地所有成立 (入会地の分割)

# ⇒新しい共同体(コミュニティ)の形成

# Ⅲ 享保改革の地域振興―公園整備―

# 1.享保改革の公園整備

▶江戸東郊の隅田川堤(墨田区)、西郊の中野(中野区)、北郊の王子飛鳥山(北区)、南郊の品川御殿山(品川区)-桜、桃、松、楓など/玉川上水沿い小金井桜並木は、元文~寛保年間(1736~44)に地方御用大岡忠相の部下の川崎平右衛門定孝が植樹⇒江戸庶民の行楽地を将軍鷹場に設定⇒首都圏の性格・機能の強化

# 2. 小金井桜 = 将軍吉宗・町奉行大岡忠相・代官上坂安左衛門・世話役川崎平右衛門

- ①植樹の理由
- a 地域振興説 元文の飢饉対応・新田育成策/天明8年(1788)高木三郎兵衛『高翁家録』

(御代官川崎平右衛門事跡録)「上坂安左衛門様御代官所武蔵野新田出百姓、元文三午年大 凶作=て夏秋両度致損毛、其上未春麦作違取続兼、達者成者は江戸表或は町場市場江奉公 又は日雇稼ニ罷出其外老人子供足弱之者新田に残居候処、夫食差支、人馬共夥敷致渇死候 由、公儀江相聞、御代官奥新部屋江被為召、御直々御尋有安左衛門殿甚御当惑被成、退出 之節直=御頭大岡越前守様江右御尋之趣被仰上候処、只今より新田江罷越、残居候百姓共 可致扶持旨、被仰渡候由ニて、其夜安左衛門殿押立江御出米御調ひ、即刻新田江被成御触、 翌日武蔵野小金井橋江出百姓共罷出、銘々御救米請取、其後取続御救金茂被下候由、右之 通大変ニ て、百姓離散餓死仕、新田退転仕候ニ付、未(元文4年)秋川崎平右衛門見分致 吟味、新田相続可仕手段可申上被仰付、同年八月矢島藤助御供ニて、小金井村勘左衛門、 鈴木新田利右衛門附添、南北新田其村々役人共為致案内、出百姓壱軒毎入念暮方・持反別・ 開畑・林植付相改、百姓暮方仁義礼智信五段= 見績、印を付委細帳面相仕立、見分之趣御 伺被成候…一右新田、皆畑之場所ニて、田方仕立方一向手馴不申候間、 時々相廻致差図為 仕立、畑作之儀も何品相応可致哉、雑穀ハ勿論、其外意以仁・紫草・黄苓・芍薬・信州辛 み大根為蒔付試、林之儀も杉・桧・松・雑木為植付試、且又関野新田より上鈴木迄、上水 堀添道手之山方五日市辺より之江戸道ニ付、凡弐里之間上水堀際並木桜相仕立申候、是ハ 差向人出有之新田賑之為植付申候」(『小金井市誌・資料編・小金井桜』p.83、86)

#### b 上水浄化説

- i 宝暦7~天保14(1757~1843) 植田孟紳(八王子千人心組頭)『武蔵名勝図会』「小金井桜……或云、両岸に桜を植へられしは、桜の実は水毒を消すといふことあり、依之、上水堀割の惣奉行松平豆州信綱侯、県令に沙汰せられて植えしところなり」(『同』p.79)
- ii 文化 10 年(1813)十方庵敬順『遊歴雑記』「されば此川筋の南岸に花王を植しは春をたのしむにあらず、花散つて桜の実逆流に沈む時は、水毒自然に消除して無病ならしめんが為なり」(『同』p.140)
- iii文化 12 年 (1815) 正月斎藤鶴磯 (かくき) 『武蔵夜話』(国立国会図書館) 「元文二丁巳歳、県官(おだいかん) の植置れしハ桜実の水毒を消ゆへなりと」(『同』p.76)
- iv 安政 2 年(1855) 8 月「金橋桜植添」(『東京市史稿』上水篇 1)「一体桜木之義ハ、水毒ヲ消し候ものニ付、享保度厚御趣意以小金井辺へ御植付有之候哉之処、近来追々枯失および候哉ニ付御代官ニ て如何様とも厚世話致候て、享保度之御趣意後世迄残り候様之いさし方 無之哉……桜ハ水毒を消し候ものニ付、花実上水へ落入、おのつから水毒之憂無之との御趣意ニて、御恩沢之難有事とも、土地之もの共申居」(『同』p.43)

#### c 堤強化説

- i 文化 13 年 (1816) 山形豊寛 (とよひろ)「江戸図解集覧」(『東京市史稿』遊園篇 3)「小金井村……この村にさくら多し、凡五十町斗玉川の流の堤の崩ぬ為ニ 元文の頃台命によりて常州花花王のさくら、吉野の苗を栽させり」
- ii 安政 2 年(1855) 8 月「金橋桜植添」(『東京市史稿』上水篇 1)「右桜木之義ハ、享保之 度武蔵野新田開発之砌、川崎平右衛門支配中、和州吉野之桜種を取寄、苗木相仕立、

上水両縁江植付候義=有之、数株之桜木繁茂致、根入深く蔓り候得者、両縁欠崩之憂無之」 (『同』p.43)

# ②幕府と村々の桜管理

- a 桜に関する最古の史料(明和9年・安永元年、1772)「御廻状留」8月17日、19日) 「覚 桜木弐本当村之内 但シ、枝折之分者枝計伐取候積り、中折之分者根到伐取候積り、 返り之分者根が堀取候積り 右之通り木数此度御払ニ相成候間入札申付候ニ付、望之者 ハ場所致見立、来ル廿日迄ニ積り立、廿一日朝羽村陣屋迄入札持参可差出候、尤廻状村限 早々相廻シ留り村が羽村陣屋え可相返候 辰八月十七日 羽村陣屋御普請方役人夜九つ 時小川新田が請取、同刻鈴木新田へ継送る」(『小平市史料集・第7集・御用留(廻り田新 田1)』1頁)
- 一昨日十七日二以廻状上水端通り吹折桜木御払二付、入札可仕旨相触候処、何村二而相滞り有之候哉于今廻状も不相廻、尤入札茂不致持参如何相心得候哉、此廻状相達シ次第右入札望之有無并二先達而之廻状何村到請取何刻何村相送候段、銘々村下ケ 札相認早々可令順達候、以上 羽村陣屋 御普請方(『同前』 2 頁) 前者は、廻り田新田内の桜木二本が折れ、払い下げになることを告げている。枝が折れている場合は枝だけを伐り、中折れの部分は根から伐り取ること、根が返っている分は根から掘り起こすことが指示されている。伐られた木は入札方式で払い下げるので、希望者は場所を見立て入札するように触れている。後者は、この桜が「吹折」と表現されていることから大風によるものと判断される。廻状が滞り、入札希望者がいないことを叱る文言になっている。
- b 文政 12 年(1829) 3 月 15 日/水子陣屋鳥見→鷹場預り案内榎戸源蔵・当麻弥左衛門 「御用人衆近日之内小金井桜見物差鳥為見物被相越候、付而者当日各方乍御苦労為御案内 保谷新田所持境迄御出迎ひ御座候様申来候、仍而内意申進候、又々日限も治定之次第ニ可 申達辞候」(『小平市史料集 22・鷹場 2 』p.33) ⇒尾張家の御用人たちが近日小金井桜を 見物に来ることを知らせ、鷹場預り案内は、保谷新田の境まで出迎えるよう指示している。 「小金井桜」の表現がすでに成立。
- c 弘化2年(1845)3月10日、江川太郎左衛門役所触「玉川上水縁小金井桜花盛之(節見物)人又者地元村々百姓之内ニも枝折(致候者)有之哉ニ相聞不埒之事ニ候、右者享保之度御世話有之候樹木之儀ニ付向後無油断心付、万一猥ニ枝を手折候もの有之候は、厳輔相可申候……玉川上水縁左右之桜之儀、花盛之節御府内市中より出候見物人者勿論地元村々百姓之内ニも枝を折、甚敷心得違之ものニ至り候て者右を売買いたし候、殊ニ折々御成茂有之候御場所ニ候上者、上水通り住居いたし候ものは猶更、其外村内之もの共向後無油断心付、万一猥りに枝を手折候もの有之候は、厳敷相制し候様可致候」(『小平市史料集・第7集・御用留(廻り田新田1)』p. 330 )⇒玉川上水の桜の盛りのころ見物人や地元の農民の間で枝を折る者がいる。この桜は、享保のころに世話をした樹木で、今後は油断なく気をつけ、万一猥りに枝を折る者がいたら厳しく制すように指示。後段では、江戸市中から見物にきていることも記されている。

- d 弘化2年(1845)3月、築山茂右衛門役所触「玉川上水縁通左右之桜之儀、花盛之節御府内市中より出候見物人は勿論、地元村々百姓之内こも枝を折、甚敷心得違ものニ 至り候ては、右を売買致候類も有之哉之趣ニ相聞、不埒之至り候、右は享保度公儀におひて厚く御世話も有之、御植立被置候儀ニて、殊ニ御成有之候場所ニ候ハ、上水通り住居致候者共、向後無油断心附、万々猥ニ枝を折候もの有之ハ、厳重ニ相制候様可致候」(武蔵野市・平野家文書『小金井市史・資料編・小金井桜』p.28)⇒いずれも玉川上水の花見のさい、江戸市中から来た者や地元の農民が桜の花を折ることを禁止、ひどい者は桜を売買している。時々徳川家の御成のある場所なので、上水沿いに住む者はもちろん、他村の者も油断せず、もし枝を折る者がいた場合、厳しく止めさせること。
- e 嘉永 2 年 (1849) 1月 30 日大熊善太郎役所触「玉川上水縁桜木之儀、享保年中植、立木 ニ 相成候後、武蔵国中ニまたとなき花之名所与成」(西東京市・下田家文書『同』p.28)
- f 嘉永7年(安政元年、1854)4月30日/→代官勝田次郎宛願書「一体右場所之義、承応年中より武蔵野新田開発相始メ、元文元辰年同新田一円御検地之砌、御上水縁より五間手前迄村々左右不残畑請相成、右御上水より畑江付候弐間通り者往還、御上水江附候三間通り之土揚場江芝野永御取箇被仰付、右場所江桜木御植立相成、其砌り者御取永も聊之義桜木間江生茂候芝草刈取、御年貢上納仕候義之処、御取箇者近年相増候上、土揚場三間之場所追々御上水江欠入、当時者土手巾壱弐間之場所の己多、殊二桜木追々御植増被仰候二付、農隙見斗申合、無懈怠植付仕、右場所芝野生茂候て者盛木之障ニ相成候ニ付、時々刈捨候間、聊も御年貢足合可相成品無御座」(西東京市・下田家文書『小金井市史・資料編・小金井桜』p.38)⇒元文検地のさいに上水淵から5間手前はすべて畑となり、畑側の2間の通りは道とし、上水側の3間の土取場には芝野永の名目で年貢を課し。そこに桜樹を植え取永を徴収。桜樹の間の芝草を刈り取り、年貢を上納したが、近年税金が増加した。土揚場は徐々に上水に欠け落ち、今は土手幅は一間の場所が多い。とくに桜樹を追々増植しているので、農業の合間に、怠惰なく植え付け、芝野が茂ると木の成長の妨げになるので、時々刈り捨てるほどで、年貢増徴には耐えられない。
- g 安政 3 年 (1856) 3 月「御上桜諸入用四ヶ村割合帳」⇒梶野新田、小金井新田、鈴木新田、 境新田の四か村が桜御用杭、桜苗木植付御出役雑用、筆墨代などを 4 か村で割り合う(『小 金井市誌・資料編』p.349 )
- ③地誌・随筆等に見る花見の賑わい
- a 寛政 6 年 (1794) 古川古松軒 (地理学者) 『四神地名緑』 「梶野新田・関野新田を御上水流 る、其左右大樹百本、土人は千本さくらと称す、此節満花して其なかめいふへからす、江 戸近ならハ貴賤群集してはんしやうすへし、世にいふ都の花は歌によみ
- b田舎の花ハ陰にくちと、誰れ称する人もなくて、いたつらにちり うせぬへし」(『小金井市史・資料編・小金井桜』p.55)
- c 寛政7年(1795)『府中六所詣』(往来物)「蝶に誘ハれ雉の声に導れて深く霞を分行ハ、 二里にたらすして両岸に満花を見る、是や小金井橋の上にして留橋と言となん、橋より西

- ハ花に包て咲そむる源をしらす……或人の句に、川水のたま\/青し花の中と言あへるも此絶景に遊ふなるへく躊躇して帰る事を忘ん」(『同』p.59)
- d 寛政9年(1797)大久保狭南(漢学者)『武野八景』「東西一里の間を、元文中、郡官川崎 氏朝命を奉じて桜樹千株を種(う)う、今皆大木と為れり、開花の時に当りて、分芳鮮美 尋常の観に非ず、一里の間九村の民種作、往来の橋凡て七つ、小金井・貫井の二つは官橋 にして経過最も多し、其の景為るや小金井殊に好し、橋上より西の方富嶽・函山を望み、 岸を夾む桜花は、落英賓紛として前後尽くる所を見ず、北岸の橋頭に両三店有り、酒を売 り餅を売る、遊の客、憩い且つ宿る、唯だ意の欲する所のまま也」(同』p.67)
- e 享和年間(1801~04)柳川亭(りゅうせんてい)『享和雑記』小金井の桜見事なる事は炭附下掃除に来る者どもの咄にのみ聞及し処、近き頃は江戸より花見に行事となりぬ…皆山桜なれば盛り早し、其戻り井の頭弁天・大宮八幡へ廻るに少なより道なれば近頃花の頃出る人多し」(『小金井市史・資料編・小金井桜』p.110)
- f 文化元年~文政元年 (1804~18) 大橋方長『武蔵演路』「小金井村、桜多し、凡一里斗川を隔て両岸桜ついき、毎春見物の人多し、小金井橋迄江戸日本橋より凡七里」
- g近き頃江戸より見物出る」(『小金井市史・資料編・小金井桜』p.78)
- h 文化 5 年 (1808) 大久保狭南『仮名略文むさしの八景』「金橋ハ玉川上水の小金井橋也、元文中御代官川崎氏上水の直流一里の間、左右の土手に桜千本植へり、今に至りて大なるハ、一囲余なるあり、一里の両岸九ケ村に跨り、橋七ツ有り、小金井・貫井の二ツハ御用橋にて、小金井ハ風景殊に優れ、橋上より上流に向て富峯・函山を望ミ、両岸の桜花前後の流を夾で尽る所を見ず、橋の北辺に酒食を売る家あり、柏屋と云ふ、遊覧の客、日暮れ道遠きハ宿を投ずるに堪たり」(『同』p.71)
- i 室暦7年~天保14年(1757~1843)植田孟紳(もうしん)(八王子千人心組頭)『武蔵名勝図会』「小金井桜……小金井橋とて玉川上水の橋あり、この橋の前後、上水の両岸凡一里余の間に桜あり、古木の山桜なり、南は野中、鈴木、温井、小金井、梶野などの新田の地なり、北は廻り田、野中、鈴木、是政、関野、境などの新田、凡そ九ケ村程にかられり、開花の頃は分芳賓紛として落英爛漫たり、遠望尽る処なし、近き頃より東都にては、この花を賞し、風景を好める遊覧の雅客など、遠きを厭はすして破子なと携へ、来りて遊観するもの多し、高貴の人も駕を促してこれを賞す、このゆへに小金井道しるへなといふ小冊子も梓行さる」(『同』p.79)
- j 文化 6 年 (1809) 大田南畝『玉川砂利』「小金井橋のほとり、柏屋勘兵衛が高どのに酒くみかへれり」(『同』p.135)
- k文化6年(1809)大田南畝『向岡閑話』「享保中、和州吉野・常州桜川の桜の実を蒔植よとの公命を奉り、新田掛大岡越前守、新田方川崎氏の掛にて、木数一万株小川村地内より、 千川上水口まで六十町の間、両岸に植、元文延享の頃までハ年々御植継あり、其後ハなきゆへ、年を追て木数滅す、されど外の木ハなく、桜の大木蟠、立春より五十四日めさきはじめ、六十日より満花になり、七十日にいたり落花す、夏ハ水面の流蛍、秋の紅葉、楓の

先立、堤の巾三間ツ、あり」(『同』p.136)

- 1 文化 10 年(1813)十方庵敬順『遊歴雑記』「小金井村、取分桜樹多き故、こかね井の花 王と称す……左はいへど心よく憩ふ処は、唯此小金井橋のみにして、川筋往来の間に茶店 なく、かいごうに店といふものあれど、馬奴の徒集ひ居て憩ひがたく、茶に乏し酒に渇え、 食に飢るの土地たり、隅田村の花見に比すれば、桜に於てはよしと雖、古今の僻地、後人 逍遙してしるべし…猶小金井の桜も三十年前までは今よりも盛なりしが、その頃は又江 戸にも聞しれる人も少なかりしに、近年都鄙の雅客見物に来たりたまふ事夥しといへど も、花樹ともにむかしとは衰えぬ」(『同』p.141)
- m 文政 8 年 (1825 刊) 仲田惟善『東都近郊図』「上水の両岸五十余町ノ間、桜樹数百株アリ、 是元文年中ヨリ延享ノ頃迄年々官ヨリ植シメラレル処ナリ、中ニモ花淡紅ニテ、黄 色ウ ルハシキハ吉野ノ種ナリ、花白ク葉色青ハ常陸国桜川ノ種ナリト云」(『同』p.8)
- n 文政 10 年(1827)岡山鳥(さんちょう)『江戸名所花暦』「梶野橋、関野橋より花に添て行く、右に慈眼山真蔵密院(じげんざんしんぞうみついん)あり、門前通りに茶店(さてん)あり、小金井橋まてのあハひに橋二つあり、棚はしあるひは丸木橋にして農夫の通ひ路にかけし橋なり、小金井橋、この橋のたもとにかしわ屋といふ酒店あり、食事など望むに頓(とみ)に整ふ、多くハ此家に止宿せされハ花全くハ見かたし」(『同』p.81)
- o 文政 11 年成稿・幕府編纂『新編武蔵風土記稿』「上水通リ小金井橋上下両岸ノ桜桜樹数百株、凡二里ハカリノ間ニ亘レリ、是ハ川崎平右衛門定孝ノ栽ユル所ナリト云、花時ノ盛ナル、都鄙ノ人々遊賞スルモノ、路ニ相ツ、ケリ、小金井ノ桜トテ郊外ニ名タカク、人知ルトコロナリ…廻り田新田…此辺ニ一条ノ道アリ、小川新田ヨリ鈴木新田ニ達セリ、コレハカノ桜ニ名タカキ、小金井村へノツ、ナレハ、コ、モアマタノ桜樹並タテリ」(『同』p.84)
- p 文政 12 年 (1834) 成立、斎藤月岑『江戸名所図会』「立春山より五十四五日目より六十日目を満開の期(き)とす、七十日目の頃に至りてハ落花す、最も其年の寒暖によりて少しの遅速ありといへとも大方ハ違ハす、就中金井橋の辺は佳境にして爛漫たる盛りにして、両岸の桜、玉川の流を夾んで一目千里実に前後尽る際をしらす、こゝに遊へハさなから白雲の中にあるが如く逢壺(ほうこ)の仙台に至るかとあやしまる。最奇観たる故に近年、都下の騒人韻士遠を厭ハすしてこゝに来り遊賞す」(『同』p.88)
- q天保9年(1838)斎藤月岑(江戸町名主)『東都歳時記』「小金井橋……行程一里余、両岸悉く花木列り立て、春時爛漫たり、何れも単弁(ひとえ)にして殊ニ潔白也、近年一夜泊の雅客多し、金井橋の側柏屋といへるに宿し、翌日国分寺ノ古刹ヲ尋ね、又同当国惣社六所宮の社頭に詣し、多摩川に至り、景色を賞し、年魚(あゆ)を汲へし、此地の名産にして、尤美味なり、此辺都て古跡多し」(『同』p.91)
- r 弘化3年(1846) 刊、松亭金水『江都近郊名勝一覧』「春時満開の時にいたれバ中に多摩川の流れ屈曲し、両岸雲の如く、雪の如く、宛も仙境に入る心地す、故に都下の騒人遠きを厭ハずして群参し遊賞すること夥し別て橋の辺り花美景なり」(『同』p.92)
- ④将軍世嗣の観桜⇒天保 15 年(弘化元年)2月、将軍世嗣徳川家定(のち 13 代家定)(『徳

川実紀』) 明廿五日小金井筋 右大将様御成御沙汰ニ付、左之通取締可申付候 一火之元別而大切ニ可致候事 一野留人留之事 一村々ニ貝吹申間敷事 一乱心之もの 者終日番人附置可申事 一森林等念入見廻り野非人等追払可申候事 一村々ニ而馬持者 終日繋置可申候事 一御道筋出家山伏法体もの并髪切女之類一切出申間敷候事 一村々 ニ而高声高唄惣而騒敷無之様可被計事

一御道筋出火之外異変之義有之候ハ、、我等旅宿中野村触頭泰次郎方え早々可申出候事 右ケ条之趣小前末々迄不洩様壱人別ニ相触可申候、若心得違等閑之儀於有之者急度相 糺、其村々支配え相達可申候間得其意、此廻状承知候間村下え下ケ札致請印、刻付を以 早々順達、留り村ゟ中野村触頭泰次郎方え可被相達候、以上 二月廿三日午ノ刻出ス 岸松次郎 工藤佐太郎 山内郡蔵 小林金助(小平市中央図書館編『小平市史料集・第 7集・御用留(廻り田新田1)』小平市教育委員会発行、1996年、p.318)

# 3 農民生活・生産の支援

- ①「立帰料」支給(3両)
- a 寛保 3 年 3 月潰百姓帰村ニ付立帰料金願書「乍恐書付を以奉願上候」「一反別弐町弐反歩 弐人暮し 左五右衛門 右者御新田初発ニ罷出候百姓相勤申候所ニ、去ル拾三年以前 ニ子年以前ニ子年身上潰、砂川新田徳兵衛方江女房共弐ニ両人奉公仕、右之地所請返 し、去九月中家作仕立帰り申候、御見分上立帰り料以御慈悲奉願上候、此上取続重々御 救と難有奉存候、以上 寛保三年戌三月 立帰り百姓左五右衛門 五人組善右衛門 与 頭利左衛門 名主郷左衛門 川崎平右衛門様御役所」(『国分寺市史料集 II』 p.80) /延 享 2 年 4 月潰百姓立帰料金被下候御礼一札「乍恐書附を以御礼申上候」「一此度戸倉新 田出百姓左五右衛門立帰り、出百姓相勤候ニ付罷有候ニ付、立帰料金御願申上候処ニ、 御慈悲ヲ以則立帰り料金三両被下置、重々難有奉存候、為御礼書附を以乍恐如斯ニ御座 候、以上 延享二年丑四月日 名主郷左衛門 組頭万右衛門 五人組善右衛門 立帰り 出百姓左五右衛門 川崎平右衛門様御役所」(『国分寺市史料集 II』 p.83)
- b 延享 3 年 10 月潰百姓帰村ニ付立帰料金願書「乍恐以書付奉願上候」「一反別弐町三反五 畝九歩 三人暮 弥左衛門 右者御新田初発ニ罷出出百姓相勤申候所ニ拾三年以前寅年 身上潰レ、檜原村親類方ニ引越罷有候所、当六月地所請返シ可申と存候所ニ拙者初発ニ 所持仕候地所ニわ百姓住居仕候間、幸当春四ツ屋村御高割名主譲請ケ小前割渡候間、書 面之反別譲請ケ立帰申候、当十月中家普請仕候、以御慈悲御見分之上立帰料金奉願上 候、此者取続キ重々御救と難有奉存候、以上 延享三年寅十月 戸倉新田立帰百姓左五 右衛門⑪ 名主郷左衛門⑪ 組頭万右衛門⑪ 百姓代善兵衛⑪ 川崎平右衛門様御役 所」(『国分寺市史料集 II 』 p.89)
- ② 「引寺」
- a 延享 2 年 9 月満福寺引寺願「乍恐書附を以奉願上候」「戸倉新田惣百姓引寺檀那寺御願申上候、一高三石五斗七升 此反別 一下々畑五畝(反)歩 一林畑四畝九歩 一野畑

壱町弐反(六反)壱畝歩(六畝歩) 外ニ 一壱反歩 惣百姓墓所 一五畝歩 氏神宮地 反別合壱町九反九歩 一右之地所ニ引寺檀那寺取立申度、惣百姓共願望ニ而罷有候処ニ、小宮領檜原村宗旨禅宗吉祥寺末寺金谷山満福寺と申寺、無檀方ニ而罷有候由及承候ニ付、則本寺吉祥寺御方江引寺之旨申達候処ニ、御奉行所様ゟ被仰付候ハ、尤之義与思召被成候而則相州鎌倉建長寺様迄茂御内達被成候処ニ、是又吉祥寺同断ニ思召被遊候由、依之御願申上候、戸倉新田之儀者御願申上候、戸倉新田之儀者御存(知)被為遊候通り、当分仮り檀那寺ニ而御公用ハ不及申、私用共相勤罷有候得者万事ニ付不勝手にて艱難之出百姓共難儀至極仕候、御慈悲を以満福寺御吟味之上御奉行所様迄被為仰上、戸倉新田江引寺ニ被仰付被下置候ハ、惣百姓相続と偏ニ難有仕合ニ可奉存候、書付之外御尋之上口上ニ而乍恐可申上候、以上、延享ニ年丑九月 戸倉新田名主郷左衛門 組頭万右衛門 同利左衛門 百姓代佐五兵へ 同茂右衛門 川崎平右衛門様御役所」(p.84)

- b 延享 2 年 12 月満福寺引寺願一札「差上申一札之事」「一南武蔵野戸倉新田惣百姓菩提寺遠方ニ而[]仕候、此度伊奈半左衛門様御代官所武州多摩郡檜原村禅宗万福寺、当新田江奉願[]御尋之趣左ニ申上候(中略)一万福寺当村引移惣百姓不残菩提ニ仕、是迄差支無之哉書付ニ而も取置候哉、御吟味御座[]田之儀、所々ゟ罷出村立仕候得者、菩提之儀十里余遠方ニ而迷惑仕候ニ付、代々菩提寺離[]引寺御願相済迄之約束ニ而證文取之、中(藤新田)にて観音寺仮菩提ニ相願置候処ニ、是亦遠方農行(業)指障りニも罷成難儀仕候間、此度村[]奉願被仰付候ハ、村中惣百姓菩提寺ニ仕候段□相達候処、約束之通相違無御座候、勿論本寺吉祥寺・観音寺江茂対談被致候処、元来仮菩提之儀□引寺相済候者檀方相返シ可申段被申差障無[](中略)右御吟味ニ付申上候通相違無御座候、願之通被仰□置候者百姓御救新田相続難有奉存知候、右引寺□何ニ而茂差障無御座候、為後日一札差上申処如件 延享二年丑十二月 南武蔵野戸倉新田 名主郷左衛門組頭万右衛門 百姓代善兵衛 川崎平右衛門御役所」(p.84)
- ③寛保3年11月8日紫種返済請取覚「覚 一紫種弐升 種貸之内、一同根弐貫百七拾匁 御救畑之分、一同三貫百八拾匁 百姓手作之分、右之通請取申所、仍而如件、亥(寛保3年)寅十一月八日、川崎平右衛門手代関勘左衛門⑪」『国分寺市史料集II』 p.81)
- ④退散防止策=持続可能な新田経営⇒貧窮、弱者への対応
- a 御救溜井築堤御救普請「(榎戸新田) 元文年中御廻状写、此度田開発致候ニ付溜井堤を築水溜候、依之出百勝之内夫食ニ差支候者有之候ハ、妻子老ニ不限、来ル十六日ゟ鈴木新田ニ初メ候間、場所江もっこざる幷何そ穀物入候もの為持、勝手次第差出し土持為致可被申候、尤壱ケ村ニ而一両人つ、鍬為持(才)料人足差添可被出候、麦作出来迄為取続、溜井人足老若女子共ニ不限、夫食無之者ハ土持ニ出し候ハハ、其身相応ニ当日之軽キ夫食相渡し可申候、尤稼茂成候百姓ハ可為無用義可被得其候……申(元文5年)四月十四日 川崎平右衛門」(木村礎他編『新田村落』文雅堂銀行研究社、1968年、p.145)b 井戸開鑿 (分水利用の利便化)・貯穀 (1戸稗5升) ⇒利殖し「養料金

⇒川崎の政治姿勢・政策方針

- a 幕府からの「慈悲」「恵み」に全面的に頼らない、地域・民衆の「労働」による地域再 生、「生活」「規則」の自律的形成
- b現地に赴く、現地主義、地域に根差す「復興」⇒「地域力」の引き出し
- c 幕府の公金を借りる長期的視野の政策
  - i個々の準備・対応・復興⇒「自助」
  - ii 地域・組織の準備・対応・復興=共同(協同、共働)⇒「共助」
  - iii 政治・行政の準備・対応・復興⇒「公助 |
- ⇒共同体・協同組織=五人組(規制・互助)、村組(地縁)、同族(血縁)、村(村請)「郷蔵」、同業者組合、組合村(普請、助郷、治安)など
- ⇒幕藩制支配・行政(勧農、殖産、貯穀、救恤、御救い)=公共財政、官僚・役人、政策 (触・達・教育・教諭)など≪幕府・藩など支配文書≫

#### 4.元文年間、桜植樹(『小金井市史·資料編·小金井桜』)

- ①江戸東郊の隅田川堤(墨田区)、西郊の中野(中野区)、北郊の王子飛鳥山(北区)、南郊の品川御殿山(品川区)-桜、桃、松、楓など/玉川上水沿い小金井桜並木は、元文~寛保年間(1736~44)に地方御用大岡忠相の部下の川崎平右衛門定孝が植樹
- ⇒江戸庶民の行楽地を将軍鷹場に設定⇒首都圏の性格・機能の強化
- ②【小金井桜】将軍吉宗・大岡忠相・川崎平右衛門
- a 享和 3 年 (1803) 頃、野口村(東村山市)在住八王子千人同心・小島文平著「(玉川上水起源)」「(川崎) 平右衛門殿官命ニ て和州吉野・常州桜川等の桜の実を蒔き、上鈴木新田より(梶) 野新田の辺迄御上水の両縁江壱里二十四町の内に植利左衛門ニ 実を蒔、苗を仕立植しが、是は有徳院様御内々好せられ、上意なれは、新田掛り之町奉行大岡越前守殿差図にて植しと承り候」(p.16)
- b文化6年(1809)以前、大田南畝『一話一言』「近頃小金井の花みる人多し、これも<u>八つ</u> ぎの将軍の時大岡越前守むねをつたへて川崎平右衛門の植しなりとぞ」(p.132)
- c 文政 11 年 (1828)『新編武蔵風土記稿』下小金井新田「上水通リ小金井橋上下両岸ノ桜 桜樹数百株、凡二里ハカリノ間ニ亘レリ、是ハ川崎平右衛門定孝ノ栽ユル所ナリト云、 花時ノ盛ナル、都鄙ノ人々遊賞スルモノ、路ニ相ツ、ケリ、小金井ノ桜トテ、郊外ニ名 タカク、人知ルトコロナリ」/廻り田新田「此辺ニー条ノ道アリ、小川新田ヨリ鈴木新田ニ達セリ、コレハカノ桜ニ名タカキ、小金井村へノツ、キナレハ、コ、モアマタノ桜 樹並タテリ」(p.84) / 関野新田(小金井市)「当村の開発も享保年中小金井村農民勘左衛門と云者願によりて開きし所なり、かれが氏を関と称す、因て此村名あり……四十八軒、此内十八軒は飛地の内にあり……村にかかること凡十五町ほど、此辺道をはさみて桜樹 並立り、かの名高き桜樹にて小金井村へのつづきたり」(⑦22) / 梶野新田(小金井市)「享保年中武蔵野新田開発のとき、小金井村より藤右衛門といふ農民願をたて新墾せり、

「享保年中武蔵野新田開発のとき、小金井村より藤右衛門といふ農民願をたて新墾せり、 氏を梶野と称せしゆへ新田に負はせたり、今の名主もそれが子孫なり……小金井村のつ

# づきゆへここも道の左右桜樹数十株ならびたてり」(⑦22)

- d 文政 12 年 (1834) 成立、斎藤月岑『江戸名所図会』「立春山より五十四五日目より六十日目を満開の期とす、七十日目の頃に至りてハ落花す、最も其年の寒暖によりて少しの遅速ありといへとも大方ハ違ハす、就中金井橋の辺は佳境にして爛漫たる盛りにして両岸の桜、玉川の流を夾んで一目千里実に前後尽る際をしらす、こゝに遊へハさなから白雲の中にあるが如く逢壺(ほうこ)の仙台に至るかとあやしまる。最奇観たる故に近年、都下の騒人韻士遠を厭ハすしてこゝに来り遊賞す」(p.88)
- e 天保9年(1838) 斎藤月岑(江戸町名主)『東都歳時記』「小金井橋……行程一里余、両岸悉く花木列り立て、春時爛漫たり、何れも単弁(ひとえ)にして殊ニ潔白也、近年一夜泊の雅客多し、金井橋の側柏屋といへるに宿し、翌日国分寺ノ古刹ヲ尋ね、又同当国惣社六所宮の社頭に詣し、多摩川に至り、景色を賞し、年魚(あゆ)を汲へし、此地の名産にして、尤美味なり、此辺都て古跡多し」(p.91)
- f 弘化3年(1846) 刊、松亭金水『江都近郊名勝一覧』「春時満開の時にいたれバ中に多摩川の流れ屈曲し、両岸雲の如く、雪の如く宛も仙境に入る心地す、故に<u>都下の騒人遠きを</u>厭ハずして群参し遊賞すること夥し別て橋の辺り花美景なり」(p.92)

# **5.【南北武蔵野新田世話役期】**元文 4 年(1739)8 月~寛保 3(1743)7 月 (4 年間) 特命役人 ①元文 4 年飢饉

- a 「出百姓家数千三百弐拾軒余有之、内不及御救ニ可取続百姓九軒ならてハ無之、可也ニも可立行哉と相見候分弐拾六軒御座候共、是も当凶作ニ相痛可立行程難見届、其外者必至と立兼候趣ニ御座候」
- b 「未(元文4年)秋川崎平右衛門見分致吟味、新田相続可仕無手段可申上旨被仰付、同年八月矢島藤助御供ニ而、小金井村勘左衛門、鈴木新田利右衛門附添、南北新田其外々役人共為致案内、出百姓壱軒毎入念暮方、持反別、引畑、林植付相改、百姓暮方仁義礼智信五段ニ見積り、印を付、委細帳面相仕立、見分之趣御伺被成候」(『高翁家録』p.1)
- ②公金貸付政策の実施(開発料貸付金、養料金)=元文4年新田世話役川崎平右衛門のもとで資金4060両が渡され、利率1割で貸付る資金に。新田経営の安定化に重要な役割を果たす⇒持続的支援策(大石学『享保改革の地域政策』)

#### ③新田行政

a 元文 5 年(1740)6 月下師岡村(青梅市)「(包紙)大門新田請取候ニ付、上坂安左衛門様・川崎平右衛門様江差上候書付控」「乍恐書付ヲ以申上候 一大門村新田名主定右衛門儀病身ニ罷成、本田新田共ニ名主役差上相離申候、依之新田之儀者前々師岡野上大門御証文一紙ニ被下置、我等共方ゟ割渡候場所ニ御座候間、名主役一同ニ相勤候様ニ相頼申候ニ付、無拠当年より跡役相勤申候、御年貢幷御用之儀我等共方江被仰付被下候様ニ奉願上候、以上、元文五年申五月 下師岡村名主市右衛門 川崎平右衛門様 此書付申五月廿二日夏成御年貢御日延願ニ勘次郎押立村江被参候ニ付相頼遣之候、乍恐書付ヲ以申上候

- b 寛保 2 年(1742)4 月 9 日下師岡村(青梅市)「乍恐書付ヲ以御注進申上候 一当四月七日 羽村下師岡村新田境往行之道ニ而秩父坂東順礼相煩罷有候ニ付、早速羽村名主組頭下師 岡村新田名主惣百姓立会様子見分仕候処ニ、老人ニ而大病之体ニ相見え申候得共、往行 之儀ニ御座候得者養育可仕様無御座候ニ付、両村立会最寄りニ御座候ニ付師岡新田江引 取療治仕、喰物薬養育仕候得共相不叶、昨八日暮六ツ時相果申候ニ付、御注進申上候、雑 物相改候処ニ往来証文壱通幷金弐分銭少々諸事仕候ニ付、是又立会ニ而相改、雑物品々 別紙帳面ニ而相認御注進申上候、右之者相煩相果候ニ付、僧法百姓困窮仕候ニ付、御慈 悲ニ早速取置候様ニ被仰付被下候ハ、難有奉存候、以上 寛保二年戌四月九日 羽村名 主十郎兵衛⑪ 組頭庄治兵衛⑪(以下3名略)立会之者 所左衛門⑪(以下2名略)下師岡新田名主市右衛門⑪ 組頭武兵衛卿(8名略)」(『東京都古文書集』18-137)

# ④関東大洪水(寛保2年)

- a 「七月廿八日より雨降続、八月朔日昼八半時より大風雨、夜通し止事なし、近郊大水漲り出、本所深川人家を浸し、大川通り水勢激しく、両国橋は御普請中にて杭を流し、永代橋新大橋損じ、隅田川土手切れ、葛西へ水押入、千住土手切れる、五日又利根川堤切れ、次第に水かさ増り溺死多し、官府よりは御助船を出されて救はれ、小屋を建て食物を賜はる、八日九日又大風雨にて水増り、下旬に至て引く、関東筋都て洪水にて御普請あり」(齋藤月岑「武江年表」『江戸叢書』第12巻、p.119)
- b 8 月洪水被災地復興のため定孝、下総、武蔵など 4 か国廻村を命じられるが病気で薬園預り植村正勝に変更「一寛保二戌年関東川々大満水ニ而夥敷流死人馬有之、江戸表之儀モ小日向窪通者屋根上迄水乗、小石川水戸様御長屋二階窓壱尺程水跡相見、下谷浅草辺ニ而水開キ、本所深川者屋根上え上り居候人を助ケ、船ニ乗、江戸え引取候由」(『高翁家録』p.6) 寛保 2 年(1742)12 月、病気回復(『大岡日記』上 672)

#### ④水害復興

- a 寛保3年(1743)正~5月玉川通、御普請指揮、5月玉川普請4000両で完成、褒美銀10枚下賜「玉川之儀も満水ニ而、居村通え水押開キ大変ニ付、両側御料・私領ニ川除御普請、上坂安左衛門様ニ而ハ壱万両余積ミ御同出候由、其冬御普請役両度致見分、又々御普請元 〆相廻、八千両余目論見候由、翌亥正月、玉川通両側御料・私領御普請見分目論見可致旨、大岡越前守様被仰付候」(『高翁家録』p.6~7)
- b 寛保 2 年 9 月 22 日「伊与殿御申候ハ、此間御申候玉川上水にこり諸人難儀ニ付、山奥見 分ニ安左衛門差越、直ニ御普請も可為仕旨 御申候間、昨日も書付進候通、山奥者一円ニ 大家杢之助支配所ニ 而有之、他之御代官所江安左衛門遣候義如何御座候、杢之助江被仰

付可然哉と申達候処、成ほと其段も御心得候得共、安左衛門可遣候由上ゟ被仰出候間、弥可申付旨御申候間、然上ハ奉畏候、左候ハハ御勘定奉行江も御申渡有之様ニ致度旨申達候」 (『大岡日記』上 636)

c 寛保3年5月7日「遠江殿江懸御目、此間御届申上候通玉川通堤 川除御普請出来ニ付而而、川崎平右衛門江御褒美被下候ニ仕度候、安左衛門見分之上申聞候ハ、最初安左衛門目論見ハ九千両と申上候、勿論普請之致方ハ違申候、其後伊(井)沢弥惣兵衛積者六千両と申上候、然所平右衛門ハ四千両ニ而不残御普請出来、殊ニ御 金高ゟ御普請ハ能出来候、外見ハ壱万両斗之御普請と相見候、旁御褒美被下候様仕度旨申達之所、遠江殿御申候之ハ、成ほと被下可然候、いかほと被下可然哉と御申付、銀拾枚可被哉と申上候処、御承知候追而御申聞可有之ニ而、其後御申聞候之ハ、平右衛門御褒美之義被達上聞候所、成ほと可然候、普請之仕方能ニハ極り候得とも先達而之見分ハ安左衛門罷越候、是ハ越前守方之義ニ候之間、此度改御勘定と御徒目付見分可被遺候間左近殿江可申達由、尤越前守江も申聞候様ニとの御意ニ候間、左様ニ心得候様ニと御申聞候ニ付、御尤之御事改見分可被遺之段大悦仕候旨申上候、其後左近殿ニも見分被遣之旨被仰聞候」(『大岡日記』中71)

# 6. 首都圏機能の強化―荻生徂徠『政談』(岩波文庫)

- a 「畢竟武家田舎に居らず、関八州明地のようになりたる故、右の如き悪類もみな多く 関八州の地より出て、遠国へも働きたる事なり」(p.74)
- b「御城下(江戸)の出替り奉公人は関八州の人に限るべき」(p.25)
- c 「御城下の人と関八州の人との総人口を考え、関八州より出る米穀にて、御城下ならびに関八州の人の一年の食事たるつもりをかね合いにして、御城下の人数を定むべし。諸国より来る旅人ならびに諸大名の家来は外なるべし。これ諸国より来る米を食するつもりにすべし」(p.37)
- d「奥州に事あらば仙台の米は入るまじ。西国に事あらば上方の米は入るまじ」(p.40)

#### おわりに-首都江戸と首都圏-

- ①享保改革=米作中心の成長・発展の限界⇒享保改革「大きな政府(高負担高福祉)」の 一環としての川崎の活躍(災害復興、地域振興)
- ②限界への対応=持続可能な開発政策 ⇒江戸は首都として首都機能を蓄積・強化/江戸周辺地域は首都圏として密接化
- ③新田は個人(家)的土地所有にもとづく経済格差・競争の発生⇒新しい共生、共助と公助 ⇒川崎平右衛門の歴史的位置・役割=地域にそくした行政⇒新たな共同組織・共同性の 構築を促進・援助